（銀行法施行規則の一部改正）

第四条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号及び別紙様式第一号の二の目次記載上の注意一中「記載すること」の次に「。第１条の８第１項の免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第二号及び別紙様式第二号の二の目次記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第47条第１項の規定及び第28条第１項の規定による免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第三号目次記載上の注意一中「記載すること」の次に「。第１条の８第１項の免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第三号４記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　第１条の８第１項の免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第35条第１項第３号に規定する役員等以外の者にあつては、当該免許申請書又は法第19条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあつては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所）」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第三号の二目次記載上の注意一中「記載すること」の次に「。第１条の８第１項の免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第三号の二の４記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　第１条の８第１項の免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第35条第１項第３号に規定する役員等以外の者にあつては、当該免許申請書又は法第19条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあつては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所）」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第四号の目次記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第47条第１項の規定及び第28条第１項の規定による免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第四号第１の４中記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　法第47条第１項の規定及び第28条第１項の規定による免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第35条第１項第３号に規定する役員等以外の者にあつては、法第19条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあつては、当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名（生年月日及び住所）」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２　法第７条第１項による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

別紙様式第四号の二目次記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第47条第１項の規定及び第28条第１項の規定による免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第四号の二第１の４中記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　法第47条第１項の規定及び第28条第１項の規定による免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第35条第１項第３号に規定する役員等以外の者にあつては、法第19条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあつては、当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名（生年月日及び住所）」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２　法第７条第１項による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

別紙様式第五号及び別紙様式第五号の二目次記載上の注意一中「記載すること」の次に「。第１条の８第１項の免許申請書又は法第53条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。